平成２４年（フ）第２５７号
兵庫県川西市萩原１丁目10番11号301、前住所兵庫県川西市小戸１丁目18番２号
債務者　森　　雅幸
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第９８号
山口県岩国市麻里布町１丁目６番33―1104号
債務者　河野　　修
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第７３号
徳島県徳島市吉野本町４丁目44番地の11、旧住所徳島県徳島市南矢三町３丁目９番15―711号
債務者　篠原　崇夫
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７４号
徳島県徳島市吉野本町４丁目44番地の11、旧住所徳島県徳島市南矢三町３丁目９番15―711号
債務者　篠原　和美
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４７号
神戸市灘区楠丘町６丁目４番４―201号
債務者　池末　晴美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３２号
神戸市兵庫区夢野町２丁目７番地　ハイツ夢野205号
債務者　三吉　　牧（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１８号
神戸市長田区上池田１丁目９番13号　ラックコウベ107号
債務者　能勢　美都（旧姓八柳）
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字久富31番地８
債務者　酒井　義雄
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山777番地２　中里団地151号
債務者　桧川　吉人
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
青森県弘前市大字城東北１丁目８番地３　リッチネス城東201号
債務者　岡元　武美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第６７５号
北九州市門司区奥田５丁目８番５号
債務者　西永　由紀
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７８号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2215番地１　目達原東団地Ｂ―31号
債務者　平山　直也
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
青森県八戸市大字豊崎町字替地山下14番地２
債務者　下田　高之
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第５３９号
熊本県菊池郡大津町美咲野３丁目24番14号
債務者　浴永　智美
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５９４号
熊本市中央区新屋敷２丁目15番24号
債務者　山田　智継
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４６号
山口県防府市牟礼今宿１丁目８番22号　サンシティー高光202、旧住所山口県防府市東仁井令町５番18号
債務者　安楽　雄樹
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６８０号
仙台市青葉区滝道16番６号
債務者　樋口　義一
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係